令和7年度施設等利用給付 幼児教育・保育無償化のご案内

|1.無償化の対象となる子どもと上限額|

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部が無償化されます。給食費、教材費、行事費、延長保育料等は無償化の対象外です。

- (1)無償化の対象となる子ども(下記の全てに該当する子ども)
 - ①3~5歳児クラスの子ども ※ 住民税の非課税世帯の子どもの場合は、0~2歳児の子どもも対象となります。
 - ②子育てのための施設等利用給付の認定を受けている子ども
 - ③認可保育所,認定こども園,幼稚園,企業主導型保育施設に入園していない子ども
- (2)無償化の上限額

3~5歳児の子ども	月額 37,000 円
O~2歳児で住民税非課税世帯の子ども	月額 42,000 円

2. 無償化の対象となるための手続き(施設等利用給付の認定申請)

無償化の対象となるためには、施設等利用給付の認定を受ける必要があります。

- (1) 保育所, 認定こども園(保育所部分)への入所申込をしていない子ども
- (2) 保育所、認定こども園(保育所部分)への入所申込をしており入所保留状態にある子ども
 - ■認定を希望する月の 前月末までに 下記の①~③を笠間市こども福祉課へ提出してください。

(申請書類)

- ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ②保育の必要性があることを証明するもの(勤務・内職証明書等)
- ③保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

3. 子育てのための施設等利用給付 認定要件と必要書類について

認定要件	必要書類	対象者	
就労のため保育ができない場合	就労証明書(勤務先による証明)	父•母	
※月64時間以上の就労	が 方面 切自 (到初がによる面切)	人,可	
自営業・農業等の従業などにより保育ができない場合	就労証明書 「開業届の写し」又は「確定申告	父•母	
	書(第一、第二表)の写し」	文。母	
出産のため保育ができない場合(産前・産後)	母子手帳の写し(出産予定日のわかるもの)	母	
病気や障害等により保育ができない場合	申立書	۵.۵	
	※障害者手帳,療育手帳,医師の診断書の写し	父・母	
家族の病気,看護等により保育ができない場合	申立書 ※医師の診断書,障害者手帳の写し	父•母	
災害復旧に当たり保育ができない場合	罹災証明書等	父•母	
求職活動のため保育ができない場合	求職活動誓約書	父•母	
就学(通信教育は除く)により保育ができない場合	在学証明書または学生証の写し、	<i>4</i> > . [7]	
	時間割・カリキュラムがわかるもの	父•母	
拘禁により保育ができない場合	拘禁していることを証明する書類	父•母	

■0~2歳児の認定申請者(住民税非課税世帯の方)は 市区町村民税非課税証明書 を提出してください。

4月~8月分の認定に必要な書類	前年度の非課税証明書 ※前年1月1日時点で笠間市に住民登録があった方は提出不要です。
9月~3月分の認定に必要な書類	今年度の非課税証明書 ※ 今年1月1日時点で笠間市に住民登録があった方は提出不要です。

※ 家計の主となっている方(生計の中心者)が祖父母や親族等(同住所地で世帯分離している世帯を含む。)と判断される場合や、生計同一の同居人(未婚姻の場合を含む。)方がいる場合は、その方の書類も必要となります。

4. 認定後の諸手続きについて

■求職活動を理由に認定申請した場合

認定後、2ヶ月以内に『就労証明書』、『子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書』を提出してください。2ヶ月以内に提出がなかった場合は、認定の取消しとなります。

■出産をした場合

〇産休(産後2ヶ月)のみで職場に復帰する方

入所中の児童はそのまま認定を受けることができます。

○育児休業を取得する方

育児休業を取得する(している)場合は、『育児休業等取得証明書』、『子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書』を提出された場合、最長で、育児休業に係る児童(新たに出生した子)が1歳に達する月の月末まで認定を受けることができます。

出生した子が1歳に達する日を超えて育児休業を取得している場合でも、出生した子が1歳に達する 月の月末までの認定となりますので、その日をもって認定の取消しとなります。

例外として、出生した子が1歳に達する日において、出生した子の入所申込みをしている場合に限り、すでに入所中の児童が3~5歳児として在籍している場合には、育児休業の期間終了まで認定を受けることができます。

■勤務先の変更等の場合

勤務先を退職した方で、再就職先が2ヶ月以内に決まらなかった場合は、認定の取消しとなります。

5. 施設の併用利用について

認可外保育施設の利用料が無償化の対象となる施設等利用給付の認定を受けた子どもは、認可外保育施設だけではなく、保育園等の一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料も上限額の範囲内(3歳~5歳:月額 37,000 円, 0歳~2歳:月額 42,000円)で無償化の対象となります。

6. 認可外保育施設の利用料の請求手続きについて

認可外保育施設を利用した場合の利用料は一度、各認可外保育施設にお支払いいただきます。

支払った利用料については、3ヶ月ごとに笠間市子ども福祉課へ下記の①~③を提出し、利用料の請求手続きをしてください。無償化の上限額の範囲内で市から給付を受けることができます。

(請求書類)

①施設等利用費請求書(償還払い用)

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

③特定子ども・子育て支援提供証明書など(利用日等が記載された書類)

7. 令和7年度の給付費請求スケジュール ※予定のため変更になる場合があります。

支払区分	請求書の提出期限
4月~6月分	令和7年8月8日(金)
7月~9月分	令和7年11月7日(金)
10月~12月分	令和8年2月6日(金)
1月~3月分	令和8年4月28日(火)

提出先·問合せ 〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

笠間市役所 1 階 こども福祉課 保育グループ Tel 0296-77-1101 (内線 162・163)

≪受付時間≫ 午前8時30分~午後5時15分 (土・日・祝日は開庁していません。)